9.障害を持つお子さんへの支援

担当：福祉課　障害福祉担当

障害者手帳・各種手当・助成

◆ **障害者手帳**・・・様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象者	身体障害のある方	知的障害のある方	精神障害のある方
等級	1～6級	A、B	1～3級

※申請には印鑑・写真・医師の診断書などが必要です。

◆ **手当**・・・子どもの障害の状態に応じて、保護者や子どもに支給されるものです。

手当の種類	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
対象者	①身体障害者手帳1級・2級および3級の一部、療育手帳A、同程度の障害がある児童	身体障害者手帳1級程度、療育手帳A-2a程度、同程度の精神障害のある方
	②身体障害者手帳3級および4級の一部、療育手帳B、同程度の障害がある児童	
支給月額	①56,800円、②37,830円（年3回支給）	16,100円（年4回支給）

※令和7年度支給月額（支給額は消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。）
※世帯の所得状況に応じて、支給制限があります。

◆ **重度心身障害者医療費助成**・・・
病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方、特別児童扶養手当対象児

※上記以外にも、子どもの障害や疾患の状態に応じて、医療費を公費で助成する制度があります。
※世帯の所得状況に応じて、支給制限があります。

◆ **補装具費の支給、日常生活用具の給付**・・・該当する方に日常生活に必要な補装具や用具などの購入、修理の一部を公費で負担します。必ず、購入・修理の前にご相談ください。

障害福祉サービス

◆ **障害児通所支援**

児童発達支援	主に就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練など）や訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法の指導など）を行います。
放課後等デイサービス	授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など本人の障害特性に応じ、必要な支援を行います。

※利用料金は、原則費用の1割が自己負担ですが、保護者の所得に応じ上限額が設定され負担が重くなりすぎないようになっています。
※上記サービスの他に、居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所などのサービスもあります。

サービスを利用するためには

サービスを利用するためには、いずれも申請と支給決定が必要です。利用を希望する場合は、事前に福祉課障害福祉担当にお問い合せください。
※申請する前に事業所の見学をお願いします。

手帳を持っていなくてもサービスを受けられるの？

手帳をお持ちでない場合は、医師の診断書など療育の必要性が判断できるものが必要となります。

社会参加支援

日中一時支援	家族の就労・社会的理由による保護者の不在・休息などのために、障害のある児童を日中に一時的に支援します。（各事業所での預かりサービス）
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。（外出付き添いなど）

山梨市 Yamanashi City
福祉（障がい者）